

公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会個人情報保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会（以下「この法人」という。）の事業において取扱う個人情報を、関連法令等を遵守しつつ、適切に取扱うための必要な事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の事業におけるすべての活動に対して適用するものとする。対象となる個人情報は、顧客の情報だけでなく、この法人が保有するすべての個人に関する情報とする。また、情報が記録されている媒体が電子的なものであるか、紙であるかなどの形態を問わない。

(定 義)

第3条 この規程で使用する用語の定義を以下に示す。

(1) 役職員

役員、会員及び顧問並びに事務局長、事務職員、パート事務職員及びその他の従事者をいい、役員とは、理事、監事をいう。

(2) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(3) 本 人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(4) 個人情報保護管理責任者

個人情報保護のための運用体制の管理に関する責任と権限を有する者をいう。

(5) 本人の同意

本人が、自己の個人情報の利用または提供に関する情報を与えられた上で、当該個人情報の収集、利用または提供について、了承する明確な意思表示をいう。

(6) 利用目的

個人情報の利用及び提供の範囲を定めたものをいう。

(7) 利 用

この法人の事業活動において、個人情報を処理することをいう。

(8) 提 供

この法人が第三者に対して、保有する個人情報を利用可能な状態にすることをいう。物理的受渡だけでなく、情報システム上で個人情報をアクセス可能な状態にすることも含まれる。

(9) 預 託

この法人が第三者にたいして、情報処理や業務などを預託することを目的として、保有する個人情報を預けることをいう。

(罰 則)

第4条 この規程に違反した場合には、就業規則等関係規程に従い、罰則を適用するものとする。

(改 定)

第5条 この規程の改定にあたっては、理事会の承認を得るものとする。

第2章 体制及び責任

(個人情報保護管理責任者)

第6条 この規程の厳正な運用を行うために、会長を個人情報保護管理責任者とする。個人情報保護管理責任者は、個人情報保護体制を実施するにあたって、以下の責任と権限を有するものとする。

- (1) 個人情報保護管理責任者は、各部門ごとに個人情報管理責任者を任命することができる。
- (2) 個人情報保護管理責任者は、個人情報保護体制の基本となる要素を文書化する。文書化された規程は、定期的または必要と判断される都度見直す。
- (3) 個人情報保護管理責任者は、文書化された規程を各部門に展開し、周知する。
- (4) 事故発生時の対応手順を明確にする。

(個人情報管理責任者)

第7条 個人情報管理責任者は、事務局長とする。

(2) 個人情報管理責任者は、個人情報保護管理責任者の命を受け、個人情報保護に関する事務をおこなう。

(役職員)

第8条 役職員は、この法人に秘密保持誓約書を提出するものとする。個人情報保護を遵守するとともに、事故や違反を見つけた場合には、速やかに個人情報保護管理責任者へ報告するものとする。

第3章 個人情報の管理

(取 得)

第9条 個人情報の取得は業務上必要な範囲内で、適正かつ適法な手段により、行うものとする。

2 第三者からの個人情報取得に際して、本人の利益を不当に侵害してはならない。

(利用・提供)

第10条 個人情報の利用及び提供は、本人から同意を得た利用目的の範囲内で行うものとする。利用目的の範囲を超えて個人情報を利用・提供する場合には、事前に個人情報

保護管理責任者の承認を得るものとする。また、事前に本人の同意を得るものとする。
ただし、法令に規定されている場合を除く。

(正確性の確保)

第11条 個人情報、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(教育・訓練)

第12条 個人情報保護管理責任者は、職員等に対して、個人情報保護の重要性等について理解し、遵守の徹底を図られるよう必要な研修を行うものとする。

(預託)

第13条 個人情報を取扱う業務を外部に委託するときは、委託業務目的以外の使用及び複製の禁止、秘密保持、作業状況の確認、事故時の責任分担等について委託契約書に定める等、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供)

第14条 この法人では、原則として、個人情報の取扱いを外部委託する場合を除き、第三者に個人情報を提供しない。個人情報を第三者に提供する必要がある場合には、事前に個人情報保護管理責任者の承認を得るものとする。また、事前に本人に提供先、利用目的、情報の項目及び提供手段を通知し、同意を得るものとする。ただし、法令に規定されている場合を除く。

第4章 個人情報の安全確保

(アクセス制限)

第15条 個人情報保護管理責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者を、その利用目的を達成するために必要最小限の役職員に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない役職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で当該個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第16条 役職員は、業務上の目的で保有個人情報を取扱う場合であっても、次に掲げる行為については、個人情報保護管理責任者の指示に従い行うものとする。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報の送信

(3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(媒体の管理等)

第17条 役職員は、保有個人情報が記録されている媒体を、保有個人情報の秘匿性等そ

の内容に応じて、適切な方法・場所にて管理するものとする。

(廃棄等)

第18条 役職員は、保有個人情報または保有個人情報が記録されているすべての媒体が不要となった場合には、個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該保有個人情報の内容が漏洩しないよう細断処分、電磁的記録の消去その他保有個人情報に応じた適切な方法により、当該保有個人情報の確実な消去または当該媒体の廃棄を行うものとする。

2 個人情報を取扱う業務の委託を受けその業務が終了したときは、委託先から開示された個人情報媒体を委託先の指示に従って返却または自らの責任で消去・廃棄を行うものとする。

第5章 本人の権利

(利用目的の通知)

第19条 本人から個人データについて、利用目的の通知を求められたときは、本人であることを確認したうえで、本人に対し、遅滞なくこれを通知するものとする。ただし、法令に規定されている場合を除く。

2 本人からの個人データ利用目的の通知の求めに応じない場合には、個人情報保護管理責任者の承認を得るものとする。

3 前第1項規定に基づき、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。この場合、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示)

第20条 本人から個人データについて、開示の請求を受けたときは、本人であることを確認したうえで、合理的な期間で応じるものとする。ただし、法令に規定されている場合を除く。

2 本人からの個人データ開示に応じない場合には、個人情報保護管理責任者の承認を得るものとする。

3 前1項の規定に基づき、本人からの開示の求めの全部または一部に応じないこととしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。この場合、開示の求めに応じないこととした理由を説明するよう努めるものとする。

(訂正・削除)

第21条 本人から個人データの内容を訂正・削除の請求を受けたときは、本人であること及び訂正・削除すべき事項を確認のうえ、遅滞なくその請求に応じるものとする。

2 本人からの個人データの訂正・削除に応じない場合には、個人情報保護管理責任者の承認を得るものとする。

(利用・提供の拒否)

第22条 本人からの個人データについて、利用または第三者への提供を、正当な理由で拒まれたときは、これに応じるものとする。ただし、法令に規定されている場合を除く。

2 本人からの個人データの利用または第三者への提供停止に応じない場合には、個人情報保護管理責任者の承認を得るものとする。

(開示の手続)

第23条 第18条、第19条、第20条または第21条による求めに関し、個人情報保護管理責任者は、本人確認方法、料金及び対応の期限を含んだ手順を定めるものとする。

(苦情及び相談)

第24条 個人情報保護管理責任者は、個人情報の取扱いについて本人から苦情及び相談を受け付け、対応する窓口を常設するものとする。この窓口への連絡方法は本人が容易にわかる方法で通知または公表するものとする。

第6章 監 査

(監 査)

第25条 会個人情報保護管理責任者は、個人情報保護が適切に実施されているかを、定期的に監査させるものとする。監査責任者は、役員をもってこれにあて、監査結果を会長に報告するものとする。監査によって問題点が発見された場合は、速やかに対応方針を検討し、必要な改善を行うものとする。

附 則 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。